

## 会議の取り扱いについて

### ○会議について

- ・「狛江市交通安全対策会議条例」に基づき設置

以下、令和5年度第1回の会議にて決定した取り扱い

- ・会議の成立：会議は会長が招集し、全委員の過半数（7名）以上の出席による。
  - ・議決：出席委員の過半数以上の同意をもって決する  
※可否同数の場合は、議長である会長が決する
  - ・会議：公開  
※傍聴可とする。ただし、会議の妨害になるような行為はしないこと。
  - ・会議録：要点筆記（委員名表記は匿名として、「会長、A委員等」とする。）  
※会議ごとに各委員の承認を得たものを正式決定として、狛江市ホームページにて公開